天皇杯授与規程

第１条　天皇杯は、全日本体操競技選手権大会（以下、「大会」という）の男子個人総合選手権優勝者へ表彰式で授与する。

第２条　天皇杯は、大会前までに大会運営本部に返還する。

第３条　天皇杯の所在は授与者または授与者の申し出により本会に委託するかのいずれかとする。

第４条　天皇杯は、確実に施錠できる収納庫に保管する。

第５条　天皇杯は破損、紛失は公益財団法人日本体操協会の責任とする。

第６条　天皇杯授与は、大会要項に準じて決定する。

附則

この規程は、公益財団法人日本体操協会の設立の登記の日から施行する。

平成 24 年 12 月 9 日　制定

令和 5 年　 9 月 15 日　改定・施行